

これは謄本である

平成 29 年 9 月 22 日

千葉地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 山岡 雅和



平成 29 年 9 月 第 [REDACTED] 号 建物の区分所有等に関する法律違反過料事件

決 定

住 所 千葉県 [REDACTED]
[REDACTED]

号

当 事 者 [REDACTED]

上記の者に対する頭書事件について、当裁判所は、当事者の陳述及び検察官の意見を聴いた上、次のとおり決定する。

主 文

本件の当事者は処罰しない。

本件の手続費用は、国庫の負担とする。

理 由

一件記録によれば、当事者は、平成 28 年 6 月 26 日に開催された [REDACTED]
[REDACTED] の第 1 回臨時総会の議長であったこと、左記総会の議事録の作成を平成 29 年 7 月 24 日まで怠ったことが認められる。しかしながら、当事者は、当裁判所から前記議事録が作成されていないとの指摘を受けた後ではあるものの、その非を認め、速やかに作成したこと、議事録の作成が遅れた事情、経緯等の諸事情を考慮すれば、本件の当事者については処罰することを要しないものと認められる。

よって、当事者は処罰しないこととし、非訟事件手続法 120 条 4 項の規定により、主文のとおり決定する。

平成 29 年 9 月 22 日

千葉地方裁判所民事第 4 部

裁 判 官 瀧 川 和 歌 子